平成２３年（フ）第４２５号
徳島市南矢三町３丁目９番47―203号　リベラルハイツ
債務者　中村新一こと　李　　研二
1　決定年月日時　平成24年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２９号
沖縄県那覇市首里山川町３丁目４番地１　野里ハイツ６－Ｆ
債務者　栗山　初美
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月４日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第１０号
岩手県二戸市福田字家ノ上25番地
債務者　折戸　タキ
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第８７９号
千葉県柏市豊町１丁目４番１―201号
債務者　熊谷正五郎
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第９０３号
千葉県柏市柏1325番地の４
債務者　小林　博昭
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第９５５号
千葉県我孫子市布佐2927番地の１
債務者　竹井　和子
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第９６０号
千葉県松戸市串崎新田63番地の12
債務者　大塚　真久
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５号
千葉県松戸市牧の原２番地の37　牧の原公団住宅１街区６棟701号
債務者　石井　正次
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１６号
千葉県野田市木間ケ瀬9532番地
債務者　木村　佳光
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第２４号
千葉県我孫子市新木野３丁目29番22号
債務者　土屋　知永
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第３８号
千葉県柏市西山１丁目18番２号　第五サンライズ102号
債務者　泉　　良久
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第４８号
千葉県柏市豊四季265番地８　ハイム道灌坂203号
債務者　河合　龍美
1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月５日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１０３９号
神戸市須磨区高倉町２丁目１番23―504号
債務者　鈴木　**隆**元
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月６日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８号
青森市幸畑５丁目29番２号　市営住宅幸畑第３団地58―23
債務者　天内　悦子
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１４１号
青森県つがる市木造朝日30番地１
債務者　藤田　孝一
1　決定年月日時　平成24年２月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで　青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第１４２号
青森県つがる市木造朝日30番地１
債務者　藤田　京子
1　決定年月日時　平成24年２月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで　青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２３年（フ）第３５２号
神奈川県横須賀市長坂３丁目13番３号
債務者　鈴木　房子
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第５５３号
和歌山市中之島486番地　三佳荘７号
債務者　上山　京子
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係